

議案第20号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例制定の件

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例

(設置)

第1条 県が国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の拡大に起因する事由によって経営に影響を受けた中小企業者等が経営の安定化のために借り入れた資金に係る保証料及び利子の負担軽減を図るため、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する事由により経営に影響を受けた中小企業者等が経営の安定化のために借り入れた資金に係る保証料及び利子の負担軽減を図ることを目的として、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金を設置するため、この条例を制定しようとするものである。